

クラレンドンのホップズ『リヴァイアサン』批判（二）

——ステュアート王党派の「君主主義」政治思想とその系譜分類をめぐって——

犬 塚 元

- 一 はじめに——王党主義・君主主義の政治思想をめぐる研究動向
- 二 ハイドとホップズ
- 三 「暴政か無秩序か」なのか、「暴政ゆえに無秩序」か
- 四 「ヨーロッパ的な、文明化された」君主政（以上、本号）
- 五 二つのポスト・コンフェッショナルリズム
- 六 君主主義の系譜分類をめぐる対立

一 はじめに——王党主義・君主主義の政治思想をめぐる研究動向

ヨーロッパ政治思想史研究において、たとえば「君主の鑑」論、制限君主政論、あるいはモンテスキューをめぐる研究に示されるように、これまで、君主政（王政）をめぐる政治思想は、研究史において必ずしも無視されてきたわ

クラレンドンのホップズ『リヴァイアサン』批判（一）

七六一—三一一

けではない。しかし、君主政が存続した時間的・空間的な広がりをおまえるならば、君主政論や君主主義 Monarchism の政治思想がこれまでに十分に検討されてきたかどうか、は吟味されてよい問いである。さらに焦点を絞って、特定の王朝や王に対する政治的忠誠を前提にした王党派の政治思想、すなわち王党派主義 Royalism についてはどうか。それは、デモクラシーや自由の敵という紋切り型の理解ゆえに、これまで学問的関心の対象とはなりづらかった。イングランドのステュアート朝やフランスのブルボン朝の王党派のように、政治的な敗北を喫している場合にはなおさら、王党派主義は、時代に対応できなかった反動的な絶対主義のイデオロギーであるとの理解が一般的であった。本論は、王党派主義を再検討するために、ステュアート朝チャールズ一世、二世のもとで政権運営に関与し、初代クラレンドン伯に叙せられたエドワード・ハイド Edward Hyde, first earl of Clarendon (1609-74) に注目する。ハイドは、当初は議党派として王権を批判したものの、一六四〇年代冒頭に議党派の急進化を懸念して、政治危機の克服のために王党派に転じて、以後、六〇年代の復古王政期まで王党派の重要人物のひとりであった。彼は、同時代人による歴史叙述として知られる『内乱史 *The History of the Rebellion and Civil Wars in England*』の著者でもある。⁽¹⁾ 本論の具体的な目的は、第一に、クラレンドン伯ハイドについて、とくにトマス・ホップズの『リヴァイアサン』に対する批判を中心史料にして、ホップズと対比しながら彼の政治思想の特質を解明し、第二に、その分析を通じて、十七世紀ステュアート・イングランドにおける君主政をめぐる政治思想の系譜の分類について、従来の研究史をおまえながらも、新たな一定の見通しを提示することにある。一方でホップズの主権論、他方で混合政体論を退けたハイドの王党派主義は、どのようなヴァージョンの君主主義か、という問いが本論の最終課題である。これは、イングランドの「伝統的国制論」という分析枠組みを批判的に問い直す作業でもある。

リベラル・デモクラシーの発展を歴史過程のなかに読み込む、ウィックグ史観と呼ばれてきた目的論的な歴史解釈が、王党派や王党主義をめぐるこれまでの理解を決定づけてきた。十七世紀（いわゆる「短い十七世紀」⁽²⁾）の政治変動において議会派と争い、軍事的・政治的に敗北を喫した王党派は、歴史上の敗者のみならず道徳上の悪役として描かれてきた。⁽³⁾ 悪政か自由か、という明快な二元論のもとに、王党派・王党主義は、絶対主義を信奉して議会や立憲主義の発展を阻害した障害物と位置づけられた。国王ジェイムズとE・クック、あるいはR・フィルマーとJ・ロックの対立がこうした構図のなかで語られてきたが、いずれの側がヒーローかは明白であった。王党派や王党主義をめぐるこうした単純視と軽視は、十九世紀のウィックグ史観にとどまらない。議会派、ピューリタニズム、ジェントリに「近代化」の推進力を見いだしたM・ヴェーバーからR・H・トニーに至る二十世紀前半の歴史解釈、さらに、この図式に階級対立を投影したC・ヒルのマルクス主義的解釈でも、「近代化」を阻害する反動的な王党派、という理解は維持された。⁽⁴⁾ ここでは王党主義は、理論としては絶対主義、王権神授説、家父長理論、そして実践としては庶民院や非国教徒に対する弾圧によって特徴づけられる。王党派のうち穏和な君主政をめざす政治思想については、わずかにB・ウォーマルドのハイド研究と、ハイドの盟友フォークランド（L・ケアリー）とJ・カルパーが執筆した「十箇条提案に対する国王陛下の返答」⁽⁵⁾をめぐるモノグラフを数えるのみであった。

ところが一九七〇年代以降、十七世紀の内乱史をめぐる歴史学のリヴィジョニズムのなかで、それまでの歴史解釈の妥当性が問い直されていくと、王党派やその政治思想に対する関心が高まり、王党派や王党主義がそれほど単純でも静態的でもなかったことが示されていった。リヴィジョニズムを承けて政治思想史研究においてまず問い直されたのは、「絶対主義」という分析概念の妥当性であった。「絶対主義」とされてきた思想の多くは、実際には穏健な君主

政を唱道しており、政治権力の制約・制限をめぐって「立憲主義」との質的な違いは認めがたい、というのである。⁽⁶⁾すなわち、「絶対」君主政と「恣意的」君主政が——のちのJ・ロッキの整理とは異なって——理論上で画然と区別されていた、という歴史的事情をふまえて、絶対主義と立憲主義の境界線が明確でないことが指摘された。たしかに、たとえばジェイズム六・一世の王権神授論は、神と王を接続することを通じて、臣民が制限できない王の権力・権利のみならず王の義務をも論じて、正義に即した権力運用や権力の制限を導いている。ジェイズムの政治思想は、実は「立憲君主政」の理論だったのではないか、というわけである。⁽⁷⁾

王党派は絶対主義、議党派は立憲主義、という単純な二元的対比はもはや維持できない、というこうした研究動向のなかで登場した、ステュアート王党派主義をめぐる研究の代表が、D・スミスの一八九四年の著書であった。王党派の政治思想は、ここで明確に「立憲的王党派主義 constitutional royalism」と定式化された。スミスによれば、チャールズ一世のものとの王党派のなかには、「法の支配」の原理の採用、宗教的熱狂に対する反対、イングランド国教会に対する支持、といった共通性をもつ「立憲的王党派主義」が存在した。それは、穏和な制限君主政を支持して、議会議会との融和を模索するグループの政治思想である。スミスはリヴィジョニズムの研究成果を承けて、「立憲主義」を、絶対主義に対する反発から産まれた対抗思想ではなく、王と臣民の「調和」を説くテューダー期以来のイングランドの思想的伝統として理解し、その延長上に王党派の君主主義を位置づけたのである。⁽⁸⁾

政治思想史研究の一般的な状況に目を配るならば、こうした王党派主義・君主主義をめぐる関心と再評価の動向は、歴史学における修正主義のみならず、共和主義研究の進展と連動していたことも指摘できる。共和主義研究が、君主政や君主主義に対する関心を惹起するようになっていたからである。ポーコック以後の共和主義研究のなかでは、単

に、王のいない政治体制をめざす理論と実践に限らず、ひろく初期近代ヨーロッパにみられた制限君主政や立憲主義の理論と実践のなかに、共和主義の受容や影響が指摘されていた。君主政のもとにおける共和主義、「君主政的な共和政」が注目されたのである。⁽⁹⁾ 君主政か否か、という政治体制の比較・選択をめぐる政体論とは別の次元に、政治を運営・改善するための理論的・制度的なリソースが存在する、というのがその理論的な含意である。このように、君主主義研究の側から絶対主義と立憲主義の区分が相対化され、制限君主政論や立憲主義の政治思想に注目が集まったのと同時に、共和主義研究の側からも、君主政の政治学に着目して制限君主政論や立憲主義に注視する問題関心が生まれていたのである。

そのうえで現在では、君主主義・王党主義をめぐる研究は、ポスト・リヴィジヨニズムとも呼ぶうる状況にある。ステュアート・イングランドにおける「立憲的王党主義」という解釈図式もいまや相対化されて、王党派・王党主義の多様なスペクトラムを適切に系譜分けするための模索がなされている。これが、本稿が発点とする研究状況にほかならない。もとより、「立憲的王党主義」という分析枠組みは、ステュアート王政支持派のすべてを包摂できるわけではなく、たとえばフィールマーやホップズのような思想家を周辺化することを意味した。スマイスは、かつて王党派と議会派のあいだに設定されていた分岐線をいわば王党派のなかに持ち込んで、王党派陣営のなかで「立憲的王党主義」と強硬な「絶対主義」を区別する。⁽¹⁰⁾ しかし、立憲主義と絶対主義という二元的理解に対するかつての批判をふまえるならば、王党派を立憲主義と絶対主義の二元的な対比で理解するのにも限界がある。実際、「立憲的王党主義」という分析概念に対しては、その概念やメルクマールの曖昧さ・恣意性にとどまらず、そこでは後景に隠れてしまう王党派内部の多様性が指摘されている。しかも単に多様だったばかりでない。内乱期の政治的分断線は、第一に、必

ずしも理論や思想にもとづいたのではなく、政治手法や戦略の違いや人的要因によって偶然的に形成された側面があり、第二に、それゆえに、王党派内部でも王党派と議会派のあいだでも忠誠の変動が少なくなき、分断線はダイナミックで流動的であった、というのである。⁽¹¹⁾

しかし、ステュアート・イングランドの絶対主義や王党主義をめぐる以上のような研究の展開は、君主主義政治思想をめぐる研究を、対象とする時代と地域を拡張しながら活性化している。⁽¹²⁾ 限られた時代・地域を対象にして分析され始めた共和主義が、研究の進展のなかで「ヨーロッパの共有遺産」⁽¹³⁾と位置づけられるように至った経緯と、同様の展開である。共通するのはそればかりでない。共和主義も君主主義も、従来の理解や解釈が相対化されて、さまざまな時代・地域を対象にして多種多様なヴァージョンが論じられるようになったがゆえに、概念の定義や意味内容の理解をめぐって混乱が生じている。しかし、共和主義や君主主義のそうした多様性は、これらの思想系譜が思想史において歴史的持続性や理論的強靱さを保ったことと不可分である。そうであるならば、まず必要なのは、歴史的多様性を無視してまで共和主義や君主主義の意味内容を一義的に固定することではなく、一次史料を高い精度で読解して、さまざまなヴァージョンを確定していく作業である。⁽¹⁴⁾

二 ハイドとホップズ

そのうえで、本論が、王党主義の政治思想を検討するために、とくにクラレンドン伯ハイドのホップズ批判に着目するのには、いくつかの理由がある。たとえば、ハイドの「内乱史」⁽¹⁵⁾は、古代以来の伝統的な歴史叙述（ないしは、政治思想としての歴史叙述の伝統）を再興させたとも、⁽¹⁶⁾「政治哲学の作品」⁽¹⁶⁾であるとも評される。ハイドは、自らの時

代の内乱という政治状況を念頭において古代の文献を渉獵して、その読書を手がかりに思索した人文主義者であった。⁽¹⁷⁾ そのハイドは、ホッブズ——新しい政治学の構築を企てて、古代ギリシア以来の政治学や歴史叙述に批判的であったホッブズ——をどう評価したのか。ふたりの政治学の関係は、政治学史における歴史叙述と哲学、あるいは人文主義と科学の関連をいかに理解するか、といった巨視的な論点と関連する可能性がある。⁽¹⁸⁾

より視野を限定して、十七世紀ステュアート期における王党主義や君主主義の検討、という問題に限ってみても、ハイドのホッブズ批判を分析素材とする理由は、ハイドが一六四〇年代から六〇年代まで王党派の中心に位置しており、さらには穩健な王党派の代表とみなされてきた、という理由に限られない。⁽¹⁹⁾ ホッブズを基準点に設定して、定観測の手法をもちいて、彼の政治思想に対する反応や受容、それに対する距離や異同に着目して思想史を分析することは、ホッブズの政治学の（相対的に）明確な特質をふまえるならば、ひとつの有力なアプローチとなりうる。⁽²⁰⁾ それは、単なる個別の思想家分析にはとどまらない思想史分析に開かれた手法である。これらの理由に加えて、さらにここで重視したのは、ホッブズの「リヴァイアサン」と王党派・王党主義のあいだのデリケートな関係である。フランスに亡命していたホッブズは、わざわざ共和政権のもととのイングランドで「リヴァイアサン」を刊行する手配をして、刊行翌年には共和政のイングランドに帰国している。他方、ステュアート王政から共和政への政治変動のなかで、王党派は、忠誠をめぐる政治的・理論的課題に直面していた。こうした点をふまえるならば、「リヴァイアサン」に対する王党派の態度は、それぞれの政治思想の特質と異同を鮮やかに示す可能性がある。

『リヴァイアサン』とイングランド共和政との関連をめぐっては、われわれは、近年のホッブズ研究の成果を活用できる。社会契約論にもとづいて絶対主権を正当化する政治論をすでに二つ執筆していたホッブズが、それらとは別

の著作を一六五一年のイングランドでわざわざ出版したのはなぜか、という「リヴァイアサン」刊行の目的をめぐるとい(21)は、ホッブズの理論的一貫性、政治的忠誠の一貫性をめぐるとい(22)は、議會が始まるとすぐ、議會派の迫害を恐れてフランスに亡命し、四二年にパリで「デ・キヴェ」を公刊する。彼が亡命生活を続けて、パリのステュアート宮廷に仕えた事実も併せれば、ホッブズは、王党派と呼ばれる十分な資格を備えていた。ところが、王党派とみなすことが困難な行動もある。五一年に「リヴァイアサン」を出版したホッブズは、パリの亡命宮廷から追放されて翌年帰国したばかりか、すでに四〇年代半ばから、同じ亡命者でアングリカンの聖職者のJ・ブラモールとのあいだで自由意志をめぐるとい(23)は、論争を繰り広げており、ステュアート王政と緊密な関係にあったイングランド国教会との対立は明白であった。「リヴァイアサン」は絶対王政を正当化するために執筆された、という教科書的な説明は、ロックの『統治二論』は名譽革命を正当化するために執筆された、という説明と同じように適切ではない。

「リヴァイアサン」の刊行目的や政治的態度をめぐるとい(24)は、近年の代表的な解釈のひとつは、ホッブズは「リヴァイアサン」において王党派から共和派に転向した、と説明する。忠誠の転換は「リヴァイアサン」の執筆過程に生じており、その本文のほとんどはタンバーの戦いの時点までにすでに執筆されていたが、王党派の敗北が明白になった後に書かれた「総括と結論 A Review, and Conclusion」では、新しい共和政府に服従すべきことが明確に主張された、というのである。他方、「リヴァイアサン」のうちに転換を認めない解釈もある。そうした解釈によれば、たしかに「リヴァイアサン」は、共和政権が体制への忠誠を確約する宣誓を要求したことで生じた論争 the Engagement Controversy のなかに位置づけられる作品である。(25)ここでホッブズは、いまや主権をもつに至った共和政権に服従

すべき、と説くが、彼は転向したのではなく、主権者に対する服従を唱える点で一貫していた。ホッブズがかつて王党派の側にあつたのは、チャールズが主権者として臣民を保護していたからであり、新しい主権が確立したとき、それに対する忠誠と服従を主張するのはホッブズにとって理論的矛盾ではなかつた、というのである。⁽²⁵⁾この解釈が示唆しているのは、ホッブズは王党派でも君主主義者でもなく主権論者であつた、という点であるとともに、ステュアート王政を支持した政治論にはさまざまな理論的立場が含まれており、体制転換によって、それまで連帯の関係にあつた王党派主義、君主主義、主権論の異同が明確になつた、という点である。

では、「リヴァイアサン」の刊行目的をめぐらした問題について、同時代人のハイドはどう論じたか、といえは、答えは明快である。「リヴァイアサン」は、クロムウェルの行動と政権を正当化するために書かれた、というのである。すなわち、「リヴァイアサン」のホッブズは、共和政政権に忠誠を誓つた、寡奪体制のアイデアオログである、というのがハイドのアイデアオロギー暴露であつた。⁽²⁶⁾

ハイドは、「リヴァイアサン」に対する批判を、著書「ホッブズ氏の「リヴァイアサン」という著作における、教会と国家に対する危険で有害な誤りをめぐる概観と検討」(以下「概観と検討」)にまとめている。⁽²⁷⁾ハイドはその序文で、ホッブズとの古くからの個人的交友を——たとえばハイドがホッブズに口利きをしたといったエピソードを交えて、親密さを示唆しながら⁽²⁸⁾——説明したのち、ふたりのあいだの会話を暴露するという形式で、「リヴァイアサン」を刊行したホッブズの狙いを論じる。ホッブズは、「お読みになつたらお気に召さなはずだと存じております」と言いながら、「リヴァイアサン」の結論を説明する。「どうしてそのような教説を出版するのですか」と問うハイドにホッブズは返答する。「本当のところを言えば、帰国したいのです」。ホッブズは、イングランドの共和政政権に迎合

するために「リヴァイアサン」を公刊したのである (View 3, 6-9)。すなわち、「ホッブズの『リヴァイアサン』は、クロムウエルの邪悪な篡奪のもつとも最盛期に印刷・公刊されたのであり、それを擁護して永続化するために計画立案された」(View 189)。「リヴァイアサン」の「総括と結論」は「クロムウエルに対する秘められた挨拶」にほかならないが (View 317)、しかしクロムウエルを擁護する記述は著作全体に及んでいる、というのがハイドの理解である。

ホッブズは、クロムウエルのためになにを論じたか。ハイドによれば、ホッブズは、クロムウエルを主権者として認めて、彼に服従して忠誠を誓うべきことを説いている。かつての王に対する服従は解除すべき、というのである (View 92, 306)。そしてそのためにホッブズは、クロムウエルのさまざまな破壊・篡奪行為を正当化している (View 23, 205, 207)。「リヴァイアサン」第十九章は、現在の主権者は継承を決定する権限をもつ、という「新しい教説」を説いているが、「世界のいたるところで知られてきた権利と制度に反する」この教説は、「クロムウエルが彼の国の一切の法を破壊できるようにする」ためであった (View 60-1)。「リヴァイアサン」第二十八章は、主権者は、戦争の権利にもとづいて反逆者や敵に対して合法的に報復・加害できる、と主張するが、グロティウス「戦争と平和の法」に反するこの主張は、クロムウエルの報復行為を正当化するためのものである (View 140-3, 168)。そして、こうした主張は、「廷臣」としてクロムウエルに重用してもらおうことを望んだホッブズの個人的野心から発している、というのがハイドの指摘であった (View 53, 115, 229-30, 236)。

もとより、単なる動機暴露を超えたハイドのホッブズ批判や、ふたりの政治思想の異同こそが、われわれがこれから分析する中心主題である。ハイドとホッブズは、王党派としてパリに亡命したという点のみならず、宗教内乱の時

代の政治思想としての共通点を多く備えている。ふたりは、なにより宗教内乱と対立がもたらす害悪を警戒して、平和と政治秩序を希求する。宗教の政治管理を必須とみなす認識も共有する。しかし両者は対立した。しかもそれは単に共和政権に対する政治的立場の対立にはとどまらない、基本的な政治理論の次元での対立であった。実際、ハイドは「リヴァイアサン」が公刊される以前から、ホッブズの政治思想に対して批判的認識を抱いていた。ハイドは「リヴァイアサン」に先だって「法の原理」と「デ・キヴェ」を読んでおり、このうち、一六四〇年五月にホッブズが書き上げた「法の原理」草稿については、はやくもその九月ないしは十月に読んで、絶対権力や政治的服従や社会契約をめぐるその議論に対して批判的なメモを残している。⁽³¹⁾

ただし、ふたりの対立は、単なる思想の対立にとどまるものでもなかった。ハイドは、自らの批判はホッブズ的人格に対してでなく主張に対する批判である、と注記するが (View 9-10)、ふたりの対立の背後に、実際の政治過程のなかでの、あるいは国王側近のなかの、政治的・人間的対立が存在していたことは否定できない。ホッブズは、一六四〇年代のパリの亡命宮廷においても、六〇年代の復古王政においても、ハイドとは政治的に対立する王党派のグループと交流が深かったのである。⁽³²⁾ さらに、復古王政におけるふたりの対立は、王に対する忠誠競争でもあった。大法官の地位から失脚してフランスに亡命したハイドは、「概観と検討」の献辞を王に捧げて、王に対する変わらぬ忠誠を誓っている。そして、王に対するその忠誠心ゆえに、「リヴァイアサン」の危険を知らしめるために「概観と検討」を執筆した、というのである。ハイドは、ホッブズがかつて王党派受難の時代にクロムウェルを支持したことを王や側近に思い起こさせながら、「リヴァイアサン」が「王の君主権力にとっては有害であり、臣民の愛着と忠誠にとつては破壊的」である、と論じていくのである (View I-vii)⁽³³⁾。

三 「暴政か無秩序か」なのか、「暴政ゆえに無秩序」か

「ホップズ氏は私の古くからの友人である。しかし、彼が王、教会、法、国民に加えた危害から彼を放免することはできない³⁴⁾」。ハイドは少なくともすでに王政復古前の一六五九年の時点で、大学でホップズを講じている教師がいる、という情報を耳にして、警戒心を露わにしている。「リヴァイアサン」は、現在のヨーロッパでは、どんな政体のもとであろうとも著者が厳しく罰せられるはずの内容である、というのが彼の理解であった。³⁵⁾そして、失脚して改めて亡命したのち、ハイドは、いまだに「リヴァイアサン」が内外で賞賛されているという状況認識にもとづいて、「概観と検討」を執筆する。長年にわたって政治に携わってきた自分には論駁する義務がある、というのである (View [iv], 3-5)³⁶⁾。一六七〇年四月に原稿は完成するが (View 4)、公刊は彼の客死後の一六七六年であった。初版本で三三二頁に及ぶこの著作は、「リヴァイアサン」の四巻・四七章を順に吟味して批判する。

批判の中心テーマは、題名が表現する。そこには「教会と国家に対する危険で有害な誤り」との表現が含まれる。「リヴァイアサン」は「教会と国家のいずれの平和にとつても非常に破壊的」というのである。それは、「この王国を長年にわたって平和としてきた統治の原理の一切を転覆ないしは破壊」して、「キリスト教の本質を破壊」し、「統治のあらゆる絆を解体して、宗教のあらゆる原理を蝕む」 (View 5-6, 16, 319)。ハイドは「リヴァイアサン」のうちに明快な叙述、新鮮・大胆な表現、巧みなレトリックを認めるが、それゆえに危険である、というのが彼の理解であった。スタイルに騙されず、「言葉の装飾や偽装」を剥いで、主張が吟味されねばならない (View [iii-iv], 16-7, 20-1, 190, 193)。

『概観と検討』は、「イントロダクション」を含めて全体で三三の章から構成されるが、そのうちの前半部の第二から第二十までの章が、「リヴァリアサン」第一巻・第二巻に対する吟味と批判である。⁽⁴⁷⁾「リヴァリアサン」は nature⁽⁴⁸⁾と Gospel という二つの根拠原理をもちだして、それぞれを出発点にして政治と宗教を論じる、という構成を採るか、ホッブズの世俗政治論をめぐる前半部のハイドの批判の中心は、人間の本性 nature から政治を論じる、というホッブズのこの論理構成に向けられている。すなわち、ホッブズが、人間の本性たる自己保存を出発点にして、そこから契約や同意を根拠にして絶対主権や服従義務を導き出したこと、自己保存・自己利益から服従義務を根拠づけようとしたこと、をハイドは問うのである。ハイドの議論は、整理されているとは言いがたく重複も多いが、前半部については、おおよそ二つの問題群に分類できる。

第一は、政治権力と服従義務の起源や発生、ないしはその正統性根拠に関わる議論である。すなわち、自然状態や社会契約をめぐるホッブズの議論に対するものである。戦争状態を克服して自己保存を貫徹するため、社会契約によって主権者の絶対権力に服従する、というホッブズの議論は、契約や同意によって政治権力と服従義務の正統性を根拠づける、という論理構造をもっている。フィルマーが、「リヴァリアサン」の絶対主権論については賛同しながらも、契約論を批判したように、⁽³⁹⁾服従義務を契約や同意によって基礎づける理論構成は、論理的にも歴史的にも必然的な組み合わせではない。ハイドも、契約や同意によって政治権力や服従義務を根拠づけるこの議論に照準を定める。

ハイドの批判は、ひとつには、人間本性や自然状態をめぐる理解に対するもの、もうひとつは、契約・同意・自己決定によって規範や義務を正当化する論理に対するもの、に区別できる。まず「リヴァリアサン」の自然状態論に対して、ハイドは、別様の人間理解を対置する。神が理性を付与した人間は、戦争状態を惹起するほどに野蛮ではな

い。われわれが自らの家に鍵をかけるのは、人間がすべて野獣である証拠ではない。たったひとりでも街に泥棒がいたら、鍵をかけるのは自然なことである (View 27-30)⁽⁴⁰⁾。ハイドは、人間の平等性をめぐっても見解を異にする。人間は平等とはいえない。後天的な改善・墮落の余地はあるが、「自然による不平等」が存在している。人間の平等性から絶対主権を導いたホッブズに対して、ハイドは別の出発点から議論を始めるのである (View 32-6)。さらに、ホッブズの論じた自然状態と自然法は不整合である。ハイドはキケロを引用しながら、なぜ胸中に自然法があるのに戦争状態に陥るのか、と問う (View 36-8)。

契約・同意をめぐるホッブズの議論についてはどうか。自己保存の追求という人間の本性を立論の基礎としたホッブズは、服従義務は臣民の「同意」や「契約」にもとづいており、そうした臣民の「同意」や「契約」は、主権者の保護によって自己保存が可能になる、という条件のもとで成立している、という論理を自説の核にしている。「リヴァイアサン」のこうした同意理論は、いわゆる社会契約論に限られない。社会契約にもとづく「設立のコモンウェルス」はもとより、征服によって成立する「獲得によるコモンウェルス」においても、デファクトな権力・軍事力によってでなく、あくまでも臣民の「同意」が加わってはじめて服従義務が成立する、という点にホッブズはこだわらずなわち、いかなる場合にも各人に自己防衛の権利は残存しつつ、あくまでそれが前提となるからこそ同意や契約が成立する、という論理構造である。⁽⁴¹⁾ ハイドは、ホッブズのこうした同意理論に正面から立ち向かい、自己保存と契約・同意の関係を問う。ホッブズの議論は、両者の関係をめぐって矛盾を抱えている、というのである。自己保存のために「自らの生命に関わる権利」は譲渡できない、とホッブズは正しく認めているが、⁽⁴²⁾ そうであるならば、そもそも権利を譲渡する社会契約を結ぶことは不可能であり、したがって契約によって政治社会の平和を得ることはできな

い、というのである (View 38-40)⁽⁴³⁾。

さらにハイドは、こうしたホップズの同意理論が、政治権力に対する服従義務の解除や変更を容易にしている、と論じる。服従の根拠、政治権力の正統性の根拠がなくなれば、服従の必要も義務もなくなるからである。ハイドは「リヴァイアサン」第二十一章から、服従解除の条件をめぐるホップズの議論——「主権者に対する臣民の義務は、臣民を保護する権力が続くかぎりにおいて、その期間に限って続く」と理解される⁽⁴⁴⁾——を引用して、もつとも服従義務が要求される侵略や反乱の事態において容易に服従が解除されてしまうと批判する (View 90, cf. 194)。しかも、主権者は契約の当事者でないから、臣民が契約を解除したら主権者にはなすべがない (View 49)⁽⁴⁵⁾。ホップズは服従義務の解除・転換を容易にしたというこうした批判は、もとより、ホップズはクロムウエルのために「リヴァイアサン」を執筆したという指摘に直結している (View 90, 92, cf. 44-7)。

政治権力と服従義務の起源や発生をめぐるこうしたホップズの議論に対して、ハイドは、別様の、自らの議論を展開する。各人は自らの生命に関わる権利を譲渡できない、というホップズとも共有できる認識が出发点である。ハイドは、人間は「自らの生命に関わる権利」を譲渡できないという命題を、人間は「自らの生命の主人」ではないから自己の生命を自由に処分する権限をもたない、という命題に移行させる。神が創造した人間は、それゆえに自己保存の義務を負うので、自らの生命を自由に処分できない、というロックの議論を彷彿とさせる命題である。しかしハイドは、ここからロックと同じ結論を導くのではない。ハイドはここから——むしろロックの論争相手フィルマーと同じように——神授権としての主権者の権力を説明する。人間は「自らの生命の主人」でなく、神のみが生殺与奪の絶対的支配権をもっている。神はその絶対的支配権を「至高の統治者」に対して、「民衆の平和と保存」のために委ね

た、というのである (View 38-41)。

ハイドは、フィルマーに似た思想家なのであろうか。こうしたハイドの議論については、ふたつの補足が必要である。まず、ハイドは、政治権力の起源や発生に関してホッブズの契約論・同意理論を退けたが、しかしながら、「民衆の同意」という契機を重視して政治を理解していた、という点である。ハイドのここでの議論の主眼は、「主権者が民衆から権力を得るということはなかったし、ありえない」(View 41)という点にある。しかし、ハイドによれば、統治の目的はまさしく「民衆の安全、平和、幸福」にほかならないし (View 46, 59, 66)、「どんな政府にあつても民衆の同意によって、そして民衆の同意ともになされるべき多くの事柄が存在するのは疑いなく、そればかりか、あらゆる政府は民衆の同意に非常に大きく依存しており、彼らの同意と服従なしには政府は解体するにちがいない」(View 45)。つまり、ハイドは、このように政治の目的における「民衆の幸福」という契機、政治の過程における「民衆の同意」の契機を重視したうえで、ホッブズとは別のかたちで、それらを自らの政治理論のなかに組み込むうとするのである。「民衆の同意」や「民衆の幸福」を重視することと、政治権力の起源を同意によって説明することは、まったく別のことであり、「民衆の幸福」や「民衆の同意」については別の制度化・理論化の方途がある、というのである。⁽⁴⁶⁾われわれは、後にこの点に立ち戻るであらう。

補足すべきもう一つは、ハイドがホッブズの契約論を批判するなかで、神授権理論(王権神授説)にもとづいて政治権力の発生を説明した点である。ハイドはこのほかにも「リヴァイアサン」第二十章を吟味するなかで、人類の統治の歴史を概括して、そこでフィルマーと同じように、⁽⁴⁷⁾旧約聖書を根拠にして、アダム以来継承された「絶対的支配権」を論じている (View 67-70)。ここでわれわれが補足の説明を必要とするのは、王権神授説と絶対主義をほとん

ど等置する理解がこれまでは一般的だったからである。留意すべきは三つである。まず、絶対主義や王党主義をめぐる近年の研究成果が明らかにしたように、ステュアート・イングランドにおいて神授権理論はほとんど普遍的に受容されており、神授権理論は王権の法的制限を主張する議論のなかですら用いられていた。⁽⁴⁸⁾次に、ホップズの「リヴァイアサン」についても、ベラルミーノの教会権力論との対決のなかで、ホップズは、神のシンボルを教会ではなく主権者と接続させて、「キリスト教コモンウェルス」の主権者の権力・権限をやはり「神授権」と位置づけている。⁽⁴⁹⁾最後に、ハイドについては、神授権にもとづいて「絶対的支配権」をもつとされたこうした——原初的ともいえるべき——君主政は、行論のなかで否定的に扱われていき、後述のように、これと対比するかたちで穏和な君主政が論じられる (View 70-2)。ハイドの『概観と検討』の政治理論において、神授権理論の役割を過大評価することはできない。

さて、「リヴァイアサン」第一部・第二部に対する批判の第二の問題群は、ホップズが導き出した政治権力の権限や性質に関わる。「リヴァイアサン」の主権者は、絶対的かつ恣意的な権力をもつ暴君であり、この政治体制は、政治権力が抑制されないテイラーニー (暴政) である、という批判がここでの議論の出発点である。リヴァイアサンの主権者の権力は、これまで「キリスト教世界の君主が享受も僭称もしてこなかった」ほどであり、ここでは、臣民の自由・財産・宗教はいずれも保障されずに、ただ主権の意志に依存するばかりである (View [v], 43)。そうした批判は、『概観と検討』の扉絵にも示唆されている。添えられた Ovid's *Metam.* 4. 739 の文言が示すように、扉絵が描くのは、海辺の岩に鎖で捕らわれたアンドロメダをペルセウスが海の怪物から救い出す物語である。ハイドのこの書物が、リヴァイアサンという怪物を退治するペルセウスであろう。しかし、ハイドの批判は暴政を批判するだけにはと

どまらない。

こうしたテイラニーは、安定した政治秩序をもたらさずに、アナキー（無秩序）をもたらしてしまふ、というのである。ハイドのみるところ、そこでは、被治者である臣民の自由や財産が不安定だけでなく、テイラニーであるがゆえに臣民の服従義務の意識が揺らぐ。ここでは政治権力の基礎も不安定となつて、「平和と安全」はもたらされずに、その意味でアナキーなのである。この政治体制は、臣民にとつて害であるばかりか主権者たる王にとつてもそうであり、その意味で自己破壊的である。⁽⁵⁰⁾ 暴政は内乱の原因でしかない、というこうしたハイドの批判は、ホップズが自由、所有権、法の意味を再定義しながら主権者の絶対権力を論じた、『リヴァイアサン』第二十一章、第二十四章、第二十六章をめぐる吟味に明らかである。ホップズの主権者のもとでは、臣民は主権者に対して自由・財産を守ることはできず、このことが逆に「君主の安全」も侵害して、その主権や財産を脅かすことになり、そして恐るべき内乱が惹起される、というのである。「疑いなく、一切の害悪のなかで戦争のそれがもっとも悲惨であり、一切の戦争のなかでは、内乱の怒りと無慈悲こそがもっとも恐ろしい」(View 80-4, 107-8, 119-20)。図式的に表現するならば、ホップズが、アナキーかテイラニーかという選択肢を迫つて、無秩序を避けるためには絶対主権が必要である、と断言したのに対して、⁽⁵¹⁾ ハイドは、テイラニーがアナキーの原因にほかならない、といつて切り返したのである。

ここには、政治権力の基盤や資源（リソース）をめぐるハイドの理解が明確である。ホップズの政治学は、安全・平和を確保するためには絶対的な主権が必要である、という立場を採る。これに対してハイドは、主権や政治権力の基盤を問うことで応答する。政治権力は単なる物理力・軍事力によつて維持できるのではなく、その本質的な基盤は、被治者が抱く、権力に対する正統性意識にある。したがつて、被治者の正統性意識を損ねて服従を調達できない

政治権力は、いかに権限を所持しようとも実は脆弱であり、安全・平和を維持するには力不足である、というのである。絶対的な権力を混乱收拾の切り札とみなした「リヴァイアサン」に対しては、ジェイムズ・ハリントンの「オセアナ共和国」（二六五六年）が政治権力の財政的基盤を問うことで——すなわち主権を支える財をだれが掌握しているかを問題にして——批判を加えたが、⁽⁵²⁾ハイドは、これとは別に、政治権力の心理的・社会意識的基盤を問うたのである。つまり、主権を支える臣民の正統性意識はいかに調達できるのか、という問いである。

四 「ヨーロッパ的な、文明化された」君主政

では、テイラニーでなく、アナキーを免れた政治体制はどのようなものか。いかに臣民の正統性意識を調達できるか。ハイドは、どのような政治体制を「リヴァイアサン」に對置したのだろうか。ハイドは、「リヴァイアサン」第十九章の政体論を吟味するなかで、ホッブズに賛意を示している。ホッブズが、君主政の卓越を認めるからである。「民衆が自由や財産を享受したり、迅速で公平な正義の恩恵を受けられたりするのは、ただ君主政のもとのみである。」(View 59, 99-100)。さらにハイドは、「主権者が唯一の立法者である」というホッブズの主張にも賛成する。政治権力の所在についての議論は間違っていない。しかしハイドはそれに続けて、主権は正義に拘束され、主権者には守るべきルールがある、としてホッブズの議論から離反する (View 121-4)。

ハイドは、望ましい君主政を論じるにあたって、セネカを持ち出してくる。ホッブズは古代人の著作を非難しているが、⁽⁵³⁾しかし、絶対主権をよく観察・理解したセネカに学ぶべきであった。ハイドはそう指摘して、セネカの *De Beneficiis*, VII. 4 を引用する。「権力のすべては君主に帰属して、財産は私人に帰属する」。これは、かつてボダン

が、まさしく主権を論じた『国家論』第一巻第八章で引用した文言であった。⁽⁵⁴⁾政治権力は主権者たる君主が所持するが、しかし臣民はそれぞれの所有権を享受できる君主政、つまりは、政治権力が「正義」に即して運用される穏和な君主政が、ここでハイドが論じている政治体制である (View 113-4)。

ハイドが、あるべき君主政を論じるためにセネカに依拠するのは、ここにとどまらない。ハイドは、主権者と臣民の關係に注目する。「リヴァイアサン」の社会契約は、臣民間の契約によつて第三者である主権者に授権がなされる形態を採り、主権者と臣民のあいだにはいかなる契約關係もない。契約違反から抵抗権が発生する余地を排除するためである。ハイドはこうした主権者と臣民の關係を批判して、これに対して、主権者と臣民の「相互的」な約定にもとづく君主政を論じる。それは、主権者の側からは「恣意的・暴政的」ではない権力行使が保証されて、臣民の側は服従を約する、双方に互恵的な君主政である。そして、ホップズのテイラーニーがアナキーをもたらずのに対し、こうした相互互恵的な君主政こそ「より自然で衡平な制度」であり、持続する安全と政治秩序をもたらず、というのである。ハイドはこのように主権者と臣民のあいだの相互依存、相互の利益・安全の一致、を論じるなかで、セネカを用する。「君主から安全がもたらされないと、君主が安全でありえる、と考えるなら誤りである。安全は、交換で安全を提供しないならば、得られない」。セネカが皇帝ネロに穏和な *clemency* を説いた *Clementia* 1.19.5 からの引用である (View 49-50, 55)⁽⁵⁵⁾。

では、ハイドも、権力行使にあつての心構えや道徳を君主に説いているのだろうか。ハイドはここでセネカから離脱する。マキアヴェッリの登場である。しかしそれは、君主に統治術を語る『君主論』のマキアヴェッリでなく、『リヴァイウス論』の彼である。つまりハイドはここで、セネカのローマに代えて、マキアヴェッリのローマを持ち出

してくる。ハイドがそこで論じるのは主権的権力の自己制限であり、自発的な、一部権限の譲渡である。主権者は「自らや民衆に対して危害や危険を与えることなしに」、自らの権力の「制限を認めることができる」。すなわち、「もつとも絶対的な権力といえども、機会をみつめて、彼らの権力の、多くの部門を手放したり自らから切り離したりできる」。ハイドがその実例として示すのがローマ共和政である。当初は元老院に権力が集中していたにもかかわらず、護民官を筆頭とする官職の創設によって「主権の重大な変更」が生じた。それは望ましい政治変動であった。「マキアヴェッリによれば、護民官の創設によって、彼らの政府はさらに堅固で安全になった」。ハイドが念頭に置いているのは、あきらかに「リヴィウス論」第一巻冒頭におけるマキアヴェッリの議論である (View 51, 53)。ハイドは、統治者の心構えではなく、政治の運営のシステムに関心を寄せている。

政治権力の運用が部分的に下部機関に移管されて穏和に権力が行使され、臣民の自由と所有権が保障されたこうした君主政について、ハイドは時間軸をもちだして、君主政の進化型と位置づける。君主政は当初は、神授權にもとづく「絶対的支配権」を備えたが、時間の経過のなかで、穏和な君主政が形成されてきた、というのである。それは、君主政の発展・文明化である。だれも子孫に残せない家を建てようとはしないし、奪われるだろう土地を耕しはしない。王たちはこうした知識を学び、権力に対して服従することが民衆にとつても利益となる必要に気づく。こうして王は当初の絶対権力を自ら制限するようになり、臣民は——非常時を除いては——侵害されない自由と所有権を享受するようになる。王たちは、「文明(Civilization)の発展のなかでのこうした譲歩から便益が生まれる」と分かると、「臣民に対しての恩恵と譲与を拡大したが、しかし、自発的な授与や約束によって手放すことをしなかつたすべてについては自分たちが保持した」。あくまで主権は王に帰属するし、臣民の権利は王からの恩恵にもとづくが、経験・知識の

蓄積のなかで、相互互恵的な君主政が発展していった、というのである。そうした相互互恵的な関係性は、王が気ままたに取り消しうるわけではない。「このような譲歩・譲渡・契約がきちんとともによく遵守されている統治」が、「統治の本源的本性ゆえに権利や大権を委ねられた主権者が、そうした権利や大権のすべてを自ら維持している支配」より望ましいことは明らかである (View 70-1)。

ハイドは、こうした穏和な君主政を擁護するために、二正面作戦を展開している。王の権力は民衆に由来・依存する、という立場も、王の権力は神に由来するから王以外はなにも享受できないほどに王権は絶大である、との立場も、いずれも「君主政の敵」なのである (View 72)。ハイドがこの議論に続いて、「旧約聖書」のサムエル記「*Samuel* 8——サムエルが伝える、王の絶対権力を語る神の言葉——に解釈を下すにあたっても、やはり同じ二つの敵に立ち向かっている。「リヴァイアサン」は、かつて国王ジェイムズがそうしたように、サムエル記のこの記述を絶対主権の根拠として援用する⁽⁵⁷⁾。聖書の記述であるがゆえに無視できないハイドは、どう応答するか。もとより聖書解釈の政治学には立ち入らざるをえない。サムエル記が伝える過酷な権力は、王に許された権限の列挙ではなく、王を欲したイスラエル人に警告を与えるためであった、というのがハイドの解釈である。彼はここでふたつの立場を退ける。このサムエル記を根拠にして君主政を毀損する解釈は、神がイスラエル人に王をもつことを認めたことをふまえれば採用できない。他方、この記述から「王の絶対的で無制限の権力」を説く解釈は、聖書にはほかにそうした絶対権力の記述がないことをふまえれば採用できない、というのである (View 72-9)⁽⁵⁸⁾。

こうした議論をふまえてハイドは、「リヴァイアサン」の政治体制と自らの穏和な君主政を、アジア的専制政とヨーロッパ型の君主政として対比する。ハイドはホップズズの政治体制をトルコになぞらえる (View 42, 109, 194)。古代

ギリシア以来さまざまなに継承されてきた、ベルシア的・アジア的な専制政、という悪しき政治体制のイメージを彼も召還するのである。そしてハイドは、「ヨーロッパ的な、つまり文明化された *civilized*」君主を、絶対権力をもつトルコの王と対比して、ヨーロッパ型の穏和な君主政には文明・技芸・富がみられる、と論じる (*View* 108, 111)。これは、十八世紀の君主政論を予想させる議論である。⁽⁵⁹⁾

- (1) 現時点におけるもっとも信頼のおけるハイドの伝記として Seaward (2004)。川村 (1964) も簡易な伝記を収録する。
- (2) Tapsell (2011) : 883.
- (3) Scott (2009) : 37.
- (4) Adamson (2009), Scott (2009).
- (5) Wormald (1951), Weston (1965).
- (6) ハージェスがステュアート政治思想史をめぐるリヴィジョンニストの代表のひとりであるとするは (Burgess, 1988, 1991, 1992, 1996) 。それに対する批判を代表するのはサマヴィルである (Sommerville, 1991, 1996, 1999, 2002) 。両者には絶対主義の定義をめぐる対立がある。ハージェスが、恣意的に法を改廃できると論じる理論を絶対主義とみなして狭く定義するのに対して、サマヴィルはより緩やかに、必要時に法を超越できるとする理論的立場を絶対主義と定式化する (cf. Scott, 2009 : 42) 。絶対主義と立憲主義の近接性を指摘する視点は、近年異なったかたちでタックが示している。タックは、J・ボタンの主権論を、概念的に主権と政府を二層に区別する思想として読解して、そこから十八世紀アメリカに至る立憲主義の系譜を論じる (Tuck, 2012) 。
- (7) Christianson (1991), シェイムズの政治思想をめぐる研究動向、ならびに私の解釈について Inuzuka (2007) 。
- (8) Smith (1994)。その延長線上に Wilcher (2001) も位置づけられる。
- (9) Collinson (1987), Peltonen (1995)。この点を含む「共和主義研究の近年の動向について大塚 (2008a) 。
- (10) Smith (1994) : 247-55.

- (11) Seaward (1997), McElligott and Smith (2007), Donagan (2007), Scott (2007, 2009), Tapsell (2011).
- (12) Cuttica and Burgess (2011).
- (13) van Gelderen and Skinner (2002). 同書については「イギリス哲学研究」27、二〇〇四に拙評がある。
- (14) 大塚 (2008b).
- (15) Hicks (1996). 同書については「国家学会雑誌」115、二〇〇二に拙評がある。
- (16) Trevor-Roper (1975): 12.
- (17) Sharpe (2000): 300-6.
- (18) たゞそれは Zagorin (1985): 611-2 はこうした観点から両者を対比する。人文主義や歴史叙述とホッブズの関係をめぐって解釈の出発点となるのは、ホッブズの最初の著作がトウキユナイデスの歴史叙述の英訳、最後の著作がホメロスの叙事詩の英訳であり、彼自身も同時代の内乱をめぐる歴史叙述「ビヒモス」を著している、という事実である。人文主義に対するホッブズの両義的な態度をめぐる研究の一例として Skinner (1996)、「ビヒモス」と伝統的な歴史叙述の関係について Seaward (2010): 50-7。近年のホッブズ研究のひとつの焦点は、この「ビヒモス」の解釈である。
- (19) 王党主義を再検討する研究動向のなかでは、ハイドが穏健王党派の中心のひとりであるという前提にもとづいて、彼の政治思想と実践の分析がなされてきたが（それぞれの代表が Smith, 1994, Seaward, 1989）、同時に、ハイドはどこまで穏健王党派（ないし王党派）の典型・代表か、という問題も指摘されている。王党派の政治思想・実践や内乱史を理解するにあたって、ハイドの「内乱史」の観点が無批判・無意識的に受容されていないか、というのである (Seaward, 1997: 230-1, cf. Wornald, 1951: 225)。なお、ハイドや王党派の政治思想に関して、これまでの日本語文献では安藤 (1993) が最も精緻である。同書については本論第五章で改めて言及する。
- (20) ただし、ホッブズは彼の時代において異端的な思想家だった、という理解は批判者たちが構築したイメージであった (Parkin, 2007a)。ホッブズの受容をめぐる研究は、Minz (1962) や Bowles (1969) 以来の蓄積があり、近年の有益な研究には Goldie (1991), Parkin (2007a, 2007b) がある。
- (21) Vaughan (2001).
- (22) 以下のホッブズの伝記的事実については Malcom (2002): 1-26、梅田 (2005): 32-110 を参照。

- (23) 一六五四年には論争がホップズの同意なく公刊されている。この論争をめぐる近年の日本語文献として川添 (2010)。
- (24) Tuck (1996): ix-xi.
- (25) スキナーが代表である。Skinner (1972) を始めとするこの点をめぐる彼の論考は、若干の修正のうえに Skinner (2002) に収録されている。Hoekstra (2004) は「」の解釈争点をめぐる総括を試みている。
- (26) こうした指摘は同時代におこなったハイドに限られず、J・ウォリスなども同様の主張をおこなった (Mintz, 1962: 13, Parkin, 2007b: 219)。
- (27) 使用したテクニストは Hyde (1676) の *Wing C4420* である。Wing C4421 も同年刊だが、出版地表記のうち *Oxon* を欠くという異同がある。引用・言及は、煩雑を避けるために「View」という略号を用いて本文に挿入する。
- (28) ホップズの生年は一五八八年、ハイドは一六〇九年であり、二二歳の年齢差がある。実際には両者の交流は多くはなかった可能性がある (Dzelzainis, 1989: 303-5)。
- (29) *Leviathan* 136. 引用は Hobbes (1996) により、同書からの引用・言及にあたっては *Leviathan* という略号を用いる。
- (30) *Leviathan* 219.
- (31) Dzelzainis (1989) は「これは、ホードリマン図書館所蔵の Clarendon MSS, 126, 127 に含まれるメモである。この手稿の内容については、そのほかにも Trevor-Roper (1975): 13, Hayward (1987), Sharpe (2000): 300-6, Seaward (2005): 291-2 も参照。そこからはハイドが、トユキユティデス、ヨセフス、リヴィウス、フルタルロス、タキトゥス、カムデン、マキアヴェッリ、コミーヌ、サルビ、ベイコン、グロチウスらを読んだことが明らかである。また、ハイドが所蔵したホップズの著作一覧について Hayward (1987): 43。『リヴァイアサン』とそれ以前のホップズの著作の不整合を指摘したハイドの書簡があり、多くの研究者がこれに言及してきたが、ハイドが指摘したのは「哲学」に関わる不整合であった (Barwick, 1724: 430, cf. View 198, Dzelzainis, 1989: 306, Hoekstra, 2004: 37, Parkin, 2007a: 446)。
- (32) Somerville (1996): 260-1, Seaward (2010): 2.
- (33) ハイドが五〇年代のホップズを持ち出したのに対して、ホップズは四〇年代のハイドを思い起こさせる戦略を採る。ホップズは『ピヒモス』で(後述のように)四〇年代の王党派の戦略を批判するが、それは、その中心的な担い手であったハイドが信頼できない存在であることを王や宮廷に思い起こさせる言説であった (Seaward, 2010: 32-3)。

- (34) 一六五九年七月二五日付けのブリュッセルからの書簡における言明。Barwick (1724): 430.
- (35) Barwick (1724): 421-2, 430-1. cf. View 8.
- (36) 自らを「実践」「経験」にもとづく知識の側、ホッブズを「思弁的知識」や「幾何学」の側においたうえで、ハイドは、政治に関して実践知・経験知は思弁知に優位すると主張する (View 54, 63-4, 79, 117, 124, 186, 188)。cf. Zagorin (1985): 616.
- (37) ただし、ハイドの吟味は、本人も認めるように (View 26)、自然状態を論じた「リヴァイアサン」第十三章から本格化しており、人間の精神能力をめぐるそれ以前の章の議論のほとんどをハイドは素通りしている。
- (38) Ex. *Leviathan* 489.
- (39) Filmer (1991): 187-90. 「少なからずの満足とともに、私は、主権の権利をめぐってホッブズ氏の『デ・キヴェ』と『リヴァイアサン』を読んだ。わたしの知る限り、だれもこれほど詳しく賢明にこの主題を扱ってこなかった。統治の行使をめぐる権利について私は彼に賛成するが、しかしそれを獲得する彼の方法には私は賛成できない」(184)。
- (40) Cf. *Leviathan* 89. 上の批判のなかでハイドは、Juvenal Sat. XV 160-2 「同情を欠いた人間は獣以下である」を引用するが、それはモンテーニュ、スール、プーフエンドルフも引用した箇所であった (Montaigne, 1865: 211, Bayle, 1739: 639 (barbara), Pufendorf, 1729: 98)。早い時期のその引用例にはアウグステイヌス「神の国」7.22が含まれる。
- (41) *Leviathan* 123, 139-41, 150-4. 「設立による主権が各人の各人に対する契約にもとづき、獲得による主権が征服者に対する征服された者の契約や、親に対する子供の契約にもとづき、という点を考えるならば、契約によって権利を譲渡することができない事柄すべてについては臣民が自由を保持していることは明白である。私はさきに第十四章において、自らの身体を防衛しない契約は無効であると示した」(150)。それゆえホッブズの論理構成では、各人は自己防衛の権利を保持しつつけるので自白や自傷を強制されないし、各人の自己防衛の権利と衝突する主権者の処罰権限については同意・契約とは別の根拠によって正当化する必要があった (214)。
- (42) *Leviathan* 93, 98-9. 「だれも、みずからを死や傷害や投獄から救う権利を譲渡も放棄もできない (なんらかの権利を放棄するのはそうしたこと避けることが唯一の目的である)」(98)。
- (43) そのほかハイドは、現在世代の契約がなぜ将来世代を拘束するかと指摘する (View 51-2)。

- (44) *Leviathan* 153.
- (45) これはホッブズの議論には反する (*Leviathan* 122-3)。
- (46) 被治者の同意という契機を社会契約論とは別のかたちで政治理論のなかに組み込んだ政治思想の系譜が辿られるべきである。ハイドの「概観と検討」公刊直後、W・テンブルは、「意見 opinion」から生まれた権威が権力を形成する、と論じたが、彼はこの主張によって社会契約説の代替を意図していた (*Temple*, 1757: 35-7)。「意見」が政治権力の基盤である、という理解はその後十八世紀にかけて広く見られるようになる (たとへば Moyle, 1969: 217-25; Hume, 1987: 32-6)。
- (47) Filmer (1991): 1-11.
- (48) Burgess (1992), Russell (1993).
- (49) *Leviathan* 374, 391. 「イングランドのコモンローをめぐる対話」には、政治権力の起源を族長・家父長の権力に由来せざる説明がある (Hobbes, 2005: 134-5)。ステュアート・イングランドでは、アリストテレスを援用したカトリックの抵抗権理論に対抗するために、政治共同体と家の区分を廃棄する「族長・家父長理論」が広まっていた (Tuck, 1993: 260-71, cf. Hume, 1983: v. 5, 563)。
- (50) Parkin (2007b): 317.
- (51) ただし「リヴァイアサン」における、暴政をめぐる議論は単純でない。ホッブズは、たしかに一方で、抵抗権の余地を排除するために統治の良し悪しという質の問題を捨象しようとするが、しかし統治の質の問題を完全に避けることはできなかった (*Leviathan* 128-9, 148, 172, 231)。絶対権力を理論的に正当化する困難を示す一例である。
- (52) Fukuda (1996).
- (53) 古代の著作を騒乱の原因とみなしたホッブズに対して、ハイドはその因果を疑うとともに、ホッブズ自身がトュキユネイデスを翻訳したこととの不整合を指摘する (*View* 30-1, 84-5, 164-5, cf. *Leviathan* 225-6)。ホッブズのこの翻訳についてハイドのメモに引く Hayward (1987): 36。
- (54) Bodin (1606): 110, (1992): 41. これは中世に盛んに引用された文句である (McIlwain, 1932: 394)。
- (55) グロティウスも引用した箇所である。Araujo (2011): 159, cf. Elyot (1883): 107.
- (56) James (1994): 66-82.

- (15) *Leviathan* 143.
 (85) I Samuel 8. 11 は王権論のひよりのトマスであった (Sommerville, 1996: 176-80)。
 (59) 「ヨーロッパ的」な「文明化された」君主政は、モンテスキュー、ビュームやバークの議論にあきらかなように、十八世紀に顕著に論じられる。この点をめぐるハイドの政治思想が、十八世紀の思想家——たとえばハイドの歴史叙述を高く評価しつつたビューム——にいかに関与され、影響を与えたのか、というのは精査が必要な興味深いテーマである。

(本号引用文献)

- Adamson, J. (2009) 'Introduction-High Roads and Blind Alleys: The English Civil War and its Historiography' in *The English Civil War: Conflict and Contexts, 1640-49*, ed. J. Adamson, Palgrave Macmillan.
 安藤健行 (1993) 『十七世紀イギリス憲法思想史：キーンズの歴史』、法律文化社
 Arraujo, M. de (2011) 'Hugo Grotius, Moral Scepticism, and the Use of Arguments in utramque partem,' *Veritas* 56.
 Barwick, P. (1724) *The Life of the Reverend Dr. John Barwick, D. D.*, London.
 Bayle, P. (1739) *The Dictionary Historical and Critical of Mr. Peter Bayle*, v. 1, London.
 Bodin, J. (1606) *The Six Books of a Commonwealth*, tr. R. Knolles (STC 3193).
 (1992) *On Sovereignty*, tr. J. H. Franklin, Cambridge U. P.
 Bowle, J. (1969) *Hobbes and His Critics: A Study in Seventeenth century Constitutionalism*, F. Cass, originally 1951.
 Burgess, G. (1988) 'Common Law and Political Theory in Early Stuart England,' *Political Science* 15.
 (1991) 'Revisionism, Politics and Political Ideas in Early Stuart England,' *Historical Journal* 34.
 (1992) *The Politics of the Ancient Constitution*, Macmillan.
 (1996) *Absolute Monarchy and the Stuart Constitution*, Yale U. P.
 Christianson, P. (1991) 'Royal and Parliamentary Voices on the Ancient Constitution, c. 1604-1621,' in *The Mental World of the Jacobean Court*, ed. L. Peck, Cambridge U. P.

- Collinson, P. (1987) 'The Monarchical Republic of Queen Elizabeth I,' *Bulletin of the John Rylands University Library of Manchester* 69.
- Cuttica, C. and Burgess, G. eds. (2011) *Monarchism and Absolutism in Early Modern Europe*, Pickering & Chatto.
- Donagan, B. (2007) 'Varieties of Royalism,' in *Royalists and Royalism during the English Civil Wars*, eds. J. McElliott and D. L. Smith, Cambridge U.P.
- Dzelainis, M. (1989) 'Edward Hyde and Thomas Hobbes's Elements of Law, Natural and Politic,' *Historical Journal*, 32.
- Elyot, Th. (1883) *The Boke Named The Governour devised by Sir Thomas Elyot* [1531], ed. H. H. S. Croft, v. 2, K. Paul, Trench.
- Filmer, R. (1991) *Patriarcha and Other Writings*, ed. J. P. Sommerville, Cambridge U.P.
- Fukuda, A. (1997) *Sovereignty and the Sword: Harrington, Hobbes, and Mixed Government in the English Civil Wars*, Clarendon Press.
- Goldie, M. (1991) 'The Reception of Hobbes,' in *The Cambridge History of Political Thought, 1450-1700*, ed. J. H. Burns with the assistance of M. Goldie, Cambridge U.P.
- Hayward, J. C. (1987) 'New Directions in Studies of the Falkland Circle,' *Seventeenth Century* 2.
- Hobbes, Th. (1996), *Leviathan*, rev. ed., ed R. Tuck, Cambridge U.P.
- (2005) *Writings on Common Law and Hereditary Right*, eds. A. Cromartie and Q. Skinner, Clarendon Press.
- Hicks, P. (1996) *Neoclassical History and English Culture: From Clarendon to Hume*, Macmillan.
- Hoekstra, K. (2004) 'The de facto Turn in Hobbes's Political Philosophy,' in *Leviathan After 350 Years*, eds. T. Sorell and L. Foisneau, Clarendon Press.
- Hume, D. (1987) *Essays, Moral, Political, and Literary*, ed. E. F. Miller, Liberty Press.
- (1983) *The History of England*, ed. W. B. Todd, Liberty Press.
- Hyde, E. (1676) *A Brief View and Survey of the Dangerous and Pernicious Errors to Church and State, in Mr. Hobbes' s*

s book, entitled Leviathan, Oxford: Printed at the Theater.

Inuzuka, H. (2007) 'Absolutism in the History of Political Thought: The Case of King James VI and I', 『群馬大学社会情報学部研究論集』14

大塚元 (2008a) 「拡散と融解のなかの『家族の類似性』: ホーロコック以後の共和主義思想史研究 1975-2007」『社会思想史研究』32

(2008b) 「思想史研究の「J」の精度を高める」*ibid.*

James VI and I (1994) *Political Writings*, ed. J.P. Sommerville, Cambridge U.P.

川村大膳 (1964) 『清教徒革命に於ける国王の考察: ニコラス文書に於けるヘレン・ノイズの見解』『関西学院史学』7

川添美史子 (2010) 『ホッブズ 人海と自然: 自由精神論争から政治思想へ』創文社

Malcolm, N. (2002) *Aspects of Hobbes*, Clarendon Press.

McElligott, J. and Smith, D.L (2007) 'Introduction: Rethinking Royalists and Royalism,' in *Royalists and Royalism during the English Civil Wars*, eds. J. McElligott and D.L. Smith, Cambridge U.P.

McIlwain, C.H. (1932) *The Growth of Political Thought in the West*, Macmillan.

Mintz, S.I. (1962) *The Hunting of Leviathan*, Cambridge U.P.

Montaigne, M. de (1865) *Essais de Michel de Montaigne*, t.2, Paris.

Moyle W. (1969) *An Essay upon the Constitution of the Roman Government* [c.1699], in *Two English Republican Tracts*, ed. C. Robbins, Cambridge U.P.

Parkin, J. (2007a) 'The Reception of Hobbes's *Leviathan*,' in *The Cambridge Companion to Hobbes's Leviathan*, ed. P. Springborg, Cambridge U.P.

(2007b) *Taming the Leviathan: The Reception of the Political and Religious Ideas of Thomas Hobbes in England, 1640-1700*, Cambridge U.P.

Peltonen, M. (1995) *Classical Humanism and Republicanism in English Political Thought 1570-1640*, Cambridge U.P.

- Pufendorf, S. (1729) *Of the Law of Nature and Nations*, tr. Jean Barbeyrac, London.
- Russell, C. (1993) 'Divine Rights in the Early Seventeenth Century,' in *Public Duty and Private Conscience in Seventeenth-century England*, eds. J. Morrill, P. Slack, and D. Woolf, Clarendon Press.
- Scott, D. (2007) 'Counsel and Cabal in the King's Party, 1642-6,' in *Royalists and Royalism during the English Civil Wars*, eds. J. McElligott and D. L. Smith, Cambridge U.P.
- (2009) 'Rethinking Royalist Politics, 1642-49,' in *The English Civil War: Conflict and Contexts, 1640-49*, ed. J. Adamson, Palgrave Macmillan.
- Seaward, P. (1989) *The Cavalier Parliament and the Reconstruction of the Old Regime, 1661-1667*, Cambridge U.P.
- (1997) 'Constitutional and Unconstitutional Royalism,' *Historical Journal* 40.
- (2004) 'Hyde, Edward, first earl of Clarendon (1609-1674),' *Oxford Dictionary of National Biography*, Oxford U.P.
- (2005) 'Clarendon, Tactism, and the Civil Wars of Europe,' *Huntington Library Quarterly* 68.
- (2010) General Introduction to his edition of Thomas Hobbes, *Behemoth, or, The Long Parliament*, Clarendon Press.
- Sharpe, K. (2000) *Reading Revolutions: The Politics of Reading in Early Modern England*, Yale U.P.
- Skinner, Q. (1972) 'Conquest and Consent: Hobbes and the Engagement Controversy,' in *The Interregnum: the Quest for Settlement, 1646-1660*, ed. G. E. Aylmer, Macmillan.
- (1996) *Reason and Rhetoric in the Philosophy of Hobbes*, Cambridge U.P.
- (2002) *Visions of Politics Vol. III: Hobbes and Civil Science*, Cambridge U.P.
- Smith, D. L. (1994) *Constitutional Royalism and the Search for Settlement, c. 1640-1649*, Cambridge U.P.
- Sommerville, J. P. (1991) 'James I and the Divine Right of Kings,' in *The Mental World of the Jacobean Court*, ed. L. Peck, Cambridge U.P.
- (1996) 'English and European Political Ideas in the Early Seventeenth Century,' *Journal of British Studies* 35.

- (1999) *Royalists & Patriots: Politics and Ideology in England 1603-1640*. second edn., Addison Wesley Longman.
- (2002) 'King James VI and I and John Selden,' in *Royal Subjects: Essays on the Writings of James VI and I*, eds. D. Fischlin and M. F. Wayne, State U.P.
- Tapsell, G. (2011) 'Royalism revisited', *Historical Journal* 54.
- Temple, W. (1757) 'An Essay upon the Original and Nature of Government' [1672], in *The Works of Sir William Temple*, v.1, London.
- Trevor-Roper, H. (1975) *Edward Hyde, Earl of Clarendon: A Lecture Delivered before the University of Oxford on 2 December, 1974*, Clarendon Press.
- Tuck, R. (1993) *Philosophy and Government, 1572-1651*, Cambridge U.P.
- (1996) Introduction to his edition of Thomas Hobbes, *Leviathan*, rev. student ed. Cambridge U.P.
- (2012) *The Sleeping Sovereign*, The John Robert Seeley Lectures, Cambridge University.
- 榎田恒吉郎 (2005) 『キントク 政治小説：「キントク」と「キントク」』、『政治小説研究』、政治小説研究会
- van Gelderen, M. and Skinner Q. eds. (2002) *Republicanism*, Cambridge U.P.
- Vaughan, G.M. (2001) 'The Audience of *Leviathan* and the Audience of Hobbes's Political Philosophy,' *History of Political Thought* 22.
- Weston, C.C. (1965) *English Constitutional Theory and the House of Lords, 1556-1832*, Columbia U.P.
- Wilcher, R. (2001) *The Writing of Royalism, 1628-1660*, Cambridge U.P.
- Wormald, B.H.G. (1951) *Clarendon: Politics, Historiography and Religion, 1640-1660*, Cambridge U.P.
- Zagorin, P. (1985) 'Clarendon and Hobbes,' *Journal of Modern History* 57.